令和７年度厚生労働行政推進調査事業費
（地域医療基盤開発推進研究事業）
分担研究報告書

令和７年度「身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」班の経過報告

研究代表者　山縣　然太朗　（国立成育医療研究センター　成育こどもシンクタンク）
研究分担者　田宮　菜奈子　（筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野）
研究分担者　武藤　香織　（東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）
研究分担者　橋本　有生　（早稲田大学法学学術院）
研究分担者　熊田　均　（熊田弁護士事務所）
研究分担者　山﨑　さやか　（健康科学大学 看護学部）
研究協力者　山下　陽子　（今池法律事務所）
研究協力者　木矢　幸孝　（東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）
研究協力者　村上　文子　（東京大学大学院学際情報学府）

研究要旨
本報告書では、令和７年度の本研究班における検討会議、調査方法、分析結果、実作業の経過について報告する。班会議と分担研究を通じて、研究班の検討は制度論から運用論へ、権限付与からプロセス保証へと発展した。最終的には、本人の医療同意権を前提としつつ、その尊重を基盤として医療・ケアチーム、多職種、支援事業者等が連携し、患者意思を継続的に支える方向性が共有された。今後は、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を支える判例集・事例集等の整備が望まれる。

A．研究目的

本稿では、「身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」班の令和７年度の調査、分析、実作業の経過について報告する。

B．研究方法

１．令和７年度検討会議

令和７年度は、研究班全体の会議（班会議）を３回実施した。班会議においては、今後の全体的な研究方針や方向性の決定、また各分担研究者（研究協力者）から研究進捗状況などの報告や討議等を行い、分担研究者間の情報共有と研究班全体の調整を図った。各会議実施の日程は次の通りである。

【班会議】
第１回班会議：令和７年４月 22 日
（時間：16:00～18:00　Teams 会議）
第２回班会議：令和７年９月 25 日
（時間：17:00～19:00　Teams 会議）
第３回班会議：令和８年３月６日
（時間：18:00～20:00　ビジョンセンター東京日本橋 603 および Teams 会議）

２．分担研究

（１）高齢者等終身サポート事業者を対象と

したヒアリング調査を実施した。令和 6 年度 10 事業者、令和 7 年度 13 事業者の計 23 事業者に対し、医療に係る意向表明文書の作成支援、医療機関との連携、医療同意への対応等について半構造化面接を行い、逐語録を作成して分析した。

（２）患者の事前指示や DNAR（Do Not Attempt Resuscitation；心肺蘇生を試みないことの事前指示）に関連して医療側の責任が争われた裁判例について、判例検索システム、判例集、医療判例雑誌等を用いて調査・分析した。

（３）国内外の ACP および AD の法的基盤に関する文献検討を行った。PubMed および Google Scholar を用いて過去 10 年間の英語で掲載された査読付き論文を検索し、50 件を選定して分析した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会（受付番号 2024-088）および、研究 1 については東京大学医科学研究所倫理審査委員会（承認番号 2024-75-0116）の承認を得て実施した。

Ｃ．研究結果

１．班会議検討内容

【第１回班会議】

前年度成果の整理と本年度研究計画の方向性が検討された。研究班が作成した「高齢者等終身サポート事業者と医療との関わり方」に関する文書について、厚生労働省との調整状況や今後の普及方法が共有され、研究班成果として公表・周知していく方針が確認された。

【第２回班会議】

成年後見人等への医療同意権付与には否定的見解が優勢であり、医療同意は本人の一身専属的行為であるという整理が共有された。その上で、本人の意思を代弁できる存在や医療・ケアチームによる支援プロセスの重要性が再確認された。

また、全国高齢者等終身サポート事業者協会の設立や認証制度の検討状況が共有され、研究班成果を社会実装につなげる方向性が議論された。単なる理念提示ではなく、現場が利用可能な具体的支援方法の提示が今後必要であることが示された。加えて、諸外国（韓国、台湾、ドイツ等）の制度動向も参照しながら、日本に適した意思決定支援や意向表明支援の在り方を検討する必要性が提起された。

【第３回班会議】

２年間の研究成果の統合と制度・実装への反映可能性が議論された。「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく医療・ケアチームによる意思決定支援の方向性が維持されることが共有された。また、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが事業者協会の認証制度検討に活用され始めていることが報告され、研究成果が政策・運用レベルに接続し始めていることが確認された。

判例研究では、DNAR、看取り、生命維持治療の差し控え・終了を巡る裁判例が整理され、法的責任は医療行為の結果ではなく、説明・合意・記録といった意思決定プロセスに重心が移行している可能性が議論された。

研究班の検討は、当初想定していた「医療同意権の制度設計」から、「現行制度下で患者意思をどのように支えるか」という実践的課題へと発展した。具体的には、①医療現場における同意運用実態の把握、②高齢者等終身サポート事業者との連携整理、③成年後見制度との役割

分担、④事前指示に関する判例分析、⑤諸外国制度との比較という複数の視点から検討が進められた。

その結果、患者の価値観や推定意思を支えるプロセスを制度的・実践的に強化する方向性が共有された。

２．分担研究結果

分担研究報告書に示す。

Ｄ．考察

本研究班の議論経過から、身寄りのない人や意思決定困難者への支援において、従来の「誰が決定するか」という代理権中心の発想には限界があることが示唆された。むしろ、意思形成支援、情報共有、記録、共同意思決定（SDM）、臨床倫理支援といったプロセスをどのように保証するかが重要な論点として浮上した。そのため、令和８年度には「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を支える判例集の作成が求められる。

Ｅ．結論

３回の班会議と分担研究を通じて、研究班の検討は制度論から運用論へ、権限付与からプロセス保証へと発展した。最終的には、本人の医療同意権を前提としつつ、医療・ケアチーム、多職種、支援事業者等が連携し、患者意思を継続的に支える方向性が共有された。今後は、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を支える判例集などの整備が望まれる。

Ｆ．研究発表

１．論文発表

山縣 然太朗・熊田 均・沢村 香苗・間中 勝則. 特集「身寄りのない人の医療、介護支援の現状と課題」－座談会－身寄りのない人のウェルビーイングを支えるために―意思決定と身元保証の課題. 公衆衛生 90(3), 230-238. 2026.

武藤 香織・村上 文子・木矢 幸孝. 身寄りのない人の医療の意思決定について―倫理的社会的観点から. 公衆衛生 90(3), 214-221. 2026.

橋本 有生. 身寄りのない人の入院および医療をめぐる法的課題―意思決定が困難な場合を中心として. 公衆衛生 90(3), 206-213. 2026.

熊田 均・宮田 千佳子. 身寄りのない人の医療、介護支援と成年後見制度―事例から考える身寄りのない人を支える成年後見制度の現状と課題. 公衆衛生 90(3), 192-198. 2026.

山﨑 さやか. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」策定の経緯と概要. 公衆衛生 90(3), 199-205. 2026.

２．学会発表

なし

Ｇ．知的財産権の出願・登録状況

なし